

CHECK
No.1

国民健康保険被保険者証が
一斉に更新されます

8月1日に被保険者証が
一斉に更新されます

国民健康保険の被保険者証は、毎年8月1日に一斉に更新されます。新しい被保険者証は、7月下旬に世帯主あてに郵送しますのでご確認ください。なお、お手元に届きましたら、紛失などに十分注意して大切に保管してください。

福 島 県	有効期限	年 月 日
国 民 健 康 保 険 証	記号	番 号
被 保 険 者		
氏 名	年 月 日	性 別
生 年 月 日	年 月 日	日 日 日
適 用 開 始 年 月 日	年 月 日	
交 付 年 月 日		
交 世 帯 主 氏 名		
住 所		
保険者番号	交付者名	み ほ ん
18歳までの一部負担金の割合は0割		

被保険者証を
使用する際の注意点

- 令和2年8月1日までに75歳の誕生日を迎えられる方は、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、国民健康保険被保険者証は郵送されません。後日、後期高齢者医療制度の被保険者証を郵送しますので、あらかじめご了承ください。
- 資格の取得や喪失、療養費や高額療養費などに関する手続きは、これまでと同様に住民生活課国保年金係または各総合支所町民課住民係の窓口で対応します。ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。
- 保険医療機関などを受診するときは、必ず被保険者証を窓口で提示してください。
- 70歳の誕生日を迎えた方には、誕生日の翌月に「高齢受給者証」が交付されます。70歳から74歳の方は、被保険者証と高齢受給者証を合わせて保険医療機関へ提示してください。
- 特別な事情がないにもかかわらず保険税を滞納している場合は、被保険者証を返却していただくことがあります。保険税は医療給付の財源であることから、保険税の納付にご理解とご協力をお願いします。
- 転出などで被保険者の資格を喪失したときは、直ちに住民生活課国保年金係または各総合支所町民課住民係の窓口へ被保険者証を返却してください。なお、勤務先の健康保険に加入された場合や、被扶養者となった場合、被保険者証の記載事項（住所・氏名・世帯主など）に変更があった場合は、14日以内に同じく窓口へ届け出てください。
- ▼保険医療機関などの窓口で支払う自己負担金は、18歳以下（18歳の誕生日以降、最初に迎える3月末まで）は無料、19歳から69歳までは3割、70歳から74歳までは高齢受給者証に記載された割合となります。

国保税率が改定されました

令和2年4月から国保税率が、左表のとおり改定されました。改定後の税率や変更後の賦課方式は、令和2年4月分から適用されています。

【改定後の国保税率一覧表】

区 分	医療保険分	後期高齢者支援分	介護納付金分
所得割額	7.23%	3.08%	2.56%
資産割額	平成30年度から廃止		
均等割額	24,466円	10,094円	10,570円
平均割額	17,897円	7,384円	5,402円

CHECK
No.2

新型コロナウイルス感染症に関わる
国民健康保険税の減免について

次の要件を満たす世帯は
保険税が減免されます

【全額免除となる世帯】

新型コロナウイルス感染症により、「主たる生計維持者」が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯。該当する場合は、**保険税を全額免除**します。

【一部減額となる世帯】

新型コロナウイルス感染症の影響により、「主たる生計維持者」の収入減少が見込まれる世帯。該当する場合は、**保険税の一部を減額**します。なお、次の要件を全て満たす必要があります。

【減額要件】

- 1 事業収入や給与収入など、収入区分のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- 2 前年の所得合計額が1000万円以下であること
- 3 減少が見込まれる収入区分以外で、前年の所得合計額が400万円以下であること

「実際のところ、保険税はいくら減免されるの？」

保険税の減免額は、下記の(表1)で算出した「減免対象保険税額」と、(表2)で算出した「減免割合」を乗じることで計算します。

「減免対象保険税額」×「減免割合」= 保険税減免額

ご自身が減免の対象であるかの確認や、申請に必要な書類の詳細については、お問い合わせください。なお、後日郵送する令和2年度国民健康保険税の納税通知書に、減免に関する詳しいチラシを同封します。

【表1 減免対象保険税額の算出表】

減免対象保険税額 = (A) × (B) ÷ (C)
(A) 世帯内の年間保険税額
(B) 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などの前年所得額
(C) 世帯の被保険者全員の前年の合計所得額

【表2 減免割合の算出表】

主たる生計維持者の前年の合計所得額	減免割合(D)
300万円以下の場合	10分の10(全額)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

【お気軽にお問い合わせください】

問合せ	国民健康保険被保険者証	国民健康保険税
住民生活課 国保年金係 0241-62-6120	○	
税務課 町税係 0241-62-6110		○
館岩総合支所 町民課 住民係 0241-78-3345	○	○
伊南総合支所 町民課 住民係 0241-76-7712	○	○
南郷総合支所 町民課 住民係 0241-72-2224	○	○